

6. 計画の変更に伴う予測・評価の見直し

6.1 見直し項目及びその理由

「5. 計画の変更内容」に示したとおり、全体工事期間及びⅡ期工事工程が変わるものの、建物の配置や形状等、供用後の施設の主要用途等の変更はないことから、工事の施行中における項目について表 6.1-1 に示すとおり、予測・評価の見直しの必要性を検討した。

表 6.1-1 予測・評価の見直しの必要性

| 環境影響評価の項目 | 区分 | 予測事項及び見直しの理由 | 見直しの必要性 ^{注1)} |
|-----------|--------|---|------------------------|
| 大気汚染 | 工事の施行中 | 【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 Ⅱ期工事工程に変更が生じるが、工種、工法、施工規模に変更はない。また、全街区の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質排出量が最大となる時期はⅠ期工事期間内であり、建設機械台数及び排出量が最大となる時点（工事着工後 12 か月目（平成 29 年 3 月 11 日～平成 29 年 3 月 17 日））に事後調査を実施し、事後調査報告書 ^{注2)} にて報告を行っている。 以上のことから、予測・評価の見直しは行わない。 | × |
| | | 【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 Ⅱ期工事工程に変更が生じるが、工種、工法、施工規模に変更はない。また、全街区の工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質排出量が最大となる時期はⅠ期工事期間内であり、工事車両台数及び排出量が最大となる時点（工事着工後 20 か月目（平成 29 年 11 月 9 日～平成 29 年 11 月 15 日））に事後調査を実施し、事後調査報告書 ^{注2)} にて報告を行っている。 以上のことから、予測・評価の見直しは行わない。 | × |
| 騒音・振動 | 工事の施行中 | 【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動】 Ⅱ期工事工程に変更が生じるが、工種、工法、施工規模に変更はない。また、全街区の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベル及び建設作業振動レベルが最大となる時期はⅠ期工事期間内であり、建設機械台数及び騒音・振動レベルが最大となる時点（工事着工後 12 か月目（平成 29 年 3 月 17 日））に事後調査を実施し、事後調査報告書 ^{注2)} にて報告を行っている。 以上のことから、予測・評価の見直しは行わない。 | × |
| | | 【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動】 Ⅱ期工事工程に変更が生じるが、工種、工法、施工規模に変更はない。また、全街区の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル及び道路交通振動レベルが最大となる時期はⅠ期工事期間内であり、工事車両台数及び騒音・振動レベルが最大となる時点（工事着工後 20 か月目（平成 29 年 11 月 9 日））に事後調査を実施し、事後調査報告書 ^{注2)} にて報告を行っている。 以上のことから、予測・評価の見直しは行わない。 | × |

注 1) 「見直しの必要性」において、「×」は見直しが不要な項目を示す。

注 2) 「事後調査報告書（工事の施工中その 1）（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業」（平成 30 年 3 月 16 日）

7. 環境影響評価手続等の状況

7.1 環境影響評価手続の状況

東京都環境影響評価条例に基づく、環境影響評価手続の状況は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 環境影響評価手続の状況

| 手続の経過 | 提出年月日 | 備考 |
|---------------------|-------------------|-------------------------|
| 環境影響評価書 | 平成 27 年 12 月 1 日 | |
| 変更届 | 平成 28 年 3 月 29 日 | 事業計画・施工計画の変更 |
| 着工届 | 平成 28 年 4 月 12 日 | |
| 事後調査計画書 | 平成 28 年 4 月 12 日 | |
| 変更届 | 平成 28 年 12 月 20 日 | 事業者の変更（特定建築者の追加） |
| 変更届 | 平成 29 年 1 月 17 日 | 施工計画の変更 |
| 変更届 | 平成 29 年 3 月 27 日 | 施工計画の変更 |
| 事後調査報告書（工事の施行中その 1） | 平成 30 年 3 月 16 日 | 大気汚染、騒音・振動 |
| 変更届 | 平成 30 年 7 月 23 日 | 事業計画の変更 |
| 変更届 | 平成 30 年 10 月 31 日 | 施工計画の変更 |
| 事後調査報告書（工事の施行中その 2） | 令和 2 年 1 月 20 日 | 環境保全措置（大気汚染、騒音・振動、電波障害） |

7.2 許認可等の状況

許認可等の状況は、表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1 許認可等の状況

| 許認可等 | 根拠法令 | 期日 |
|-------------|------------------------------------|--|
| 地区計画 | 都市計画法第 12 条の 5 （再開発等促進区の都市計画決定） | 平成 27 年 12 月 17 日 告示 |
| 第一種市街地再開発事業 | 都市再開発法第 7 条の 9 （個人施行の認可） | 平成 28 年 4 月 22 日 |
| 建築物の確認 | 建築基準法 第 6 条第 1 項 | 5-3 街区 平成 28 年 12 月 13 日 5-4 街区、5-6 街区 平成 28 年 12 月 14 日 5-5 街区 平成 28 年 12 月 21 日 5-7 街区 平成 30 年 7 月 13 日 |

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平24国地関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第891号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

本書に掲載した地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）31都市基街都第250号、令和2年1月10日

